第1回南丹市行政改革推進委員会 会議録

日時	平成28年10月17日(月) 14時00分~15時50分
場所	南丹市役所 本庁1号庁舎 3階 小会議室・防災会議室
出席者	【理事者】
	松田 清孝 副市長
	(佐々木稔納 市長 公務のため欠席)
	【委員】
	<出席>
	的場信樹委員、玉井亮子委員、関戸幸一委員、垣村和男委員、
	榎原克幸委員、森 祥子委員、中村千恵委員
	<欠席>
	なし
	【事務局】
	阪口一雄(総務部長)、國府孝之(財務課長)
	井尻哲也(財務課)、大狩輝芳(財務課)
	※傍聴者、取材 なし

会議の内容は下記のとおりです。

1. 開会

(事務局) それでは失礼を致します。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。皆様方におかれましては、公私大変お忙しいなかご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

ただ今から第1回南丹市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日は第1回でございますので、事務局で会議の進行を務めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。申し遅れましたが私、南丹市総務部長の阪口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは最初に委嘱状の交付を行いますので、私のほうからお名前をお呼びいたしますので恐れ入りますが前の方に進んでいただきますようお願いします。

2. 委嘱状交付

南丹市行政改革推進委員会 全員(7名)に対して副市長から委嘱状を交付する。

(事務局) つづきまして、市長からのあいさつとなりますけれども、本日、佐々木市長につきましては他の公務が重なっておりまして、欠席させていただいておりますので、南丹市 松田副市長からごあいさつを申し上げます。

3. 市長あいさつ

(副市長) それでは失礼いたします。あらためまして皆さんこんにちは。本来なら市長が出席して、ごあいさつを申し上げるべきところでありますが、今、総務部長からありましたように本日は公務のために、出席できておりません。お許しをいただきまして私のほうからごあいさつさせていただくことをご理解賜りますようよろしくお願いします。

皆様方におかれましては公私大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうご ざいます。

平素は市行政の推進に深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

また、今回、委員就任について皆様には快くお引き受けいただきまして、重ねて御 礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、南丹市が誕生して10年を経過いたしました。この10年間は、極めて厳しい財政状況の下ではありましたが、南丹市行政改革大綱及び推進計画を策定し、全庁的な行政改革の取り組みにより、財政の健全化を確保しながら、市民の皆様との協働により、社会基盤整備や各種施策を進めることができ、南丹市の礎を築けたものと考えております。

今回、平成24年3月に策定をいたしました本市の行政改革大綱につきましても5年間の計画期間の終了を迎え、新たな指針の検討をする時期となってまいりました。市の発足以来、人口減少・高齢化の進展、経済・雇用状況の悪化など市の行財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、平成28年度からは合併特例措置が段階的に縮減されるなど、財政状況は非常に厳しさを増すことが予測されます。市といたしましても厳しい財政状況のなかで、市民の皆様方の行政ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応していかなければならないという状況下において、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、行政改革は不断の取り組みとして行なっていかなくてはならない最重要課題であると認識をいたしておるところでございます。

皆様におかれましては、大変短い時間の中でご議論いただくことは誠に恐縮ではございますが、様々な角度からご検討いただきますとともに、是非、忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、今後の行政改革に生かしてまいりたいと思っております。本日より、大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げまして、簡単ですが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 自己紹介

(事務局) ありがとうございました。本日、委員の方々につきましては、初めての会合ということでございますので、ここで委員の皆様から自己紹介をお願い致したいと思います

お手元に次第がございますが、一枚めくっていだだきますと、資料1ということで行政改革推進委員会の委員名簿がついてございます。この順番で恐れ入りますが自己紹介をお願いいたします。

(以下、的場委員より名簿順に各委員より自己紹介)

(事務局として総務部長、課長、職員の紹介)

5. 会長の互選(職務代理者の指名)

(事務局) それでは、次第に従いまして、次、5番になりますが、この委員会を代表いただきます会長と職務代理者の決定をお願いいたしたいと思います。

委員会条例第4条により委員の互選により定めるということになっておりますので選任の方法について、お諮りいたしますので、まずご意見がござましたらよろしくお願いしたします。

(委員)事務局 一任

(事務局) ありがとうございます。ただいま事務局一任というお声をいただきました。ご意見 はございませんでしょうか

(委員) 異議なし

(事務局) それでは事務局から提案をさせていただきます。

(事務局) 失礼いたします。本来ですと、お一人お一人様のご意向を確認させていただくべき ところではございますが、事務局からご推薦申し上げ、皆様のご賛同を頂戴して決定 願いたいと思います。

今回、会長としましては、佛教大学 教授でございます的場先生にご就任いただき、職務代理者としましては、京都府立大学の 玉井先生ご就任いただきたいと考えております。

(事務局) ただいま事務局から提案をさせていただきましたけれども、これにつきましてご異 議ございませんでしょうか

(委員) 異議なし

- (事務局) ありがとうございます。ご賛同いただいたということで会長に的場様、職務代理者 に玉井様に就任をお願いいたします。
- (事務局) ただいまご就任いただきました、的場会長様、玉井職務代理者様にご就任にあたりましてのごあいさつをいただきたいと思います。
- (会長) ただいまご推薦いただきまして会長という重要な役割をお引き受けすることになりました。さきほども申しましたように、前回の委員会に関わらせていただきました。 そのことで経験を買われての会長ということで、役割は交通整理だと思っていますけ

ど、前向きに考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思っています。

行政改革で一番重要なのは市民の方の参加、それから職員も市民の協働とどう付き合えるか。できましたらそういったことをここで議論できればと思いますのでよろしくお願いします。

1年間、任期がございますが、実質的には日程も詰まっているようです。ぜひみな さんにご協力いただいて充実した委員会にしていきたいと思います。

(職務代理) 女性委員も入っていらっしゃいますし、男性の委員も等しく意見を出し合っていければ良いなと思っています。よろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございました。

6. 諮問

(事務局) それでは、次第に従いまして、次は「6 諮問」ということになります。佐々木市 長の代理でございますが松田副市長より的場会長様に諮問をいたしますのでよろしく お願いいたします。

松田副市長が諮問書を朗読の上、的場会長に手渡す。 ※他の委員には諮問書の写しを配布する。

(事務局) 松田副市長につきましてはこの後、公務が入っておりますので、まことに勝手なが ら退席させていただきます。

《諮問後、松田副市長は公務のため退席》

7. 議事

- (事務局) それでは次第に沿いまして、「7 議事」でございます。本来でしたら、委員会条例第5条では会長が議事を進めることといたしておりますが、第1回目ということでございますので、本委員会の概要、スケジュール等について事務局よりご説明申し上げます。
 - 1) 南丹市行政改革推進委員会について

(事務局)【資料に基づき説明】

- (事務局) かなりの資料でございますし、また書いてある内容が行政用語であるのでわからない部分があるかもしれません。ここはどういうことだとか、もし、質問等などがございましたら出していただきたいと思います。
- (会長) 資料⑤の進捗状況調査の中で○と△とか×によって進捗状況をあらわしていただい

ているようですが概ねできていると思われますが、「×」のついているところ例えば、 民間活力の導入ということで外部委託の推進とか外部委託の見直しなどはなぜ進まな いのかその理由を教えていただきたい。

- (事務局) 外部委託がなかなか進まないのかということの理由なのですが、実は先ほども申し上げました円卓会議において若手職員でみんな議論するなかででも職員もみんなわかっておりました。それは職務内容が委託していいものなのか、また民間にできるのかどうか、こういうことを協議する場がなく職員一人で考えてもそれを実行に移すのが非常に難しいということがある。また後にも出てくるかと思いますが第3次の行革大綱のなかではアウトソーシングの推進というのが盛り込んであります。その中には民間委託推進委員会を作って一人で考えるのではなくみんなで考えて行くという体制を作っていこうということを考えております。ですから今まで推進体制や職員の意識であるとかで進まなかったことがあると考えています。
- (会長) どうもありがとうございました。民間委託の場合というのは、今おっしゃったような誰に委託するのか、新規なのか新規でないのかとかいう考え方もあると同時に一方では適正規模の委託先があるかどうかそういう問題がありまして、それらを含めて検討していきたいと思いました。
- (事務局) なかなか民間というのは当然営利を目的とするので利益が上がらないとなかなか参 入してこないという要素もあります。具体的にいくつかの事業が思い当たる部分もあ るのですが、適当な民間事業者があるかどうかというと効率化あるいは地域も広いで すから難しいということがあるかと思います。
- (委員) たとえばどのような問題に対して民間活力が必要になってくるのか。具体的な事例 を教えていだけませんか。
- (事務局)必要かどうかこれから検討していかなければならないですが、たとえば公共交通。 市域が広いということがありますし、面積でいうと美山にはかなり山の面積がありま す。人口の関係もありまして、なかなか民間が入ってきてバスを運営してくれるとい うことは難しい。これは例ですが。そういったことがございますのでいろいろ地域の 事情もあるということです。効率よく行政を運営していこうと思えばそういう部分は 民間委託をするのが良いのかもしれませんがなかなかそういうふうにいかない。
- (事務局) ほか質問ございませんでしょうか。誰でも結構でございます。言葉でわからないことがたくさん出てきていると思うのですが、これはどういうことですかということでも結構です。
- (委員) 行革といえば財政が大きな柱になると思うのですが、資料⑤の表紙をめくったところに数値の目標があるが、経常収支比率とか公債費比率とか少し解説していただけた

(事務局)まず、経常収支比率ですが、一般財源というのがあるのですが、何にでも使える税収とか国からの普通交付税とかそういうものの使いみち、いわゆる義務的経費というのですが、公債費(借金)、扶助費(福祉関係)、あと人件費。この三つが主なものです。これが一般財源の総額に対してどれだけ義務的経費に費やされたかの比率です。数字が高いほど義務的経費にたくさん一般税源を投入するということになりますので、弾力性がない、数字が低ければ余裕があるのですが、高くなると弾力性がないというものの指標として使われています。家庭でいえばエンゲル係数がありますね。支出の総支出から食費に対してどれだけ支出があるかというものに似たようなものです。

実質公債費比率というのは、自治体も余裕があれば借金したくないのですが、借金をしないと大きな事業ができないということがあります。したがいまして、この数値がたとえば18%を超えますと借金をするのに国の方や京都府から同意がいるということになります。それ以下であれば借金が自治体の判断でできるというようなひとつの基準がある。それが実質公債費比率です。南丹市については、過去には18%を超えるような状況もありましたが今は13%ということで、これについては落ち着いているような状況だと思います。

将来負担比率については、南丹市の行政間だけではなく、例えば衛生管理組合やほかの一部事務組合へ負担をしているのですけれど、そういうもの全部も寄せて合算したなかで、将来的にどれだけ負担が必要なのか長期的な展望に立っての負担比率を出すのですが、これも数字は低い方が負担は少ないということになります。

さきほどの借金なども全部含めて、どれだけ将来的に南丹市が負担していかなければならないのかという一つの数値です。さきほど実質公債費比率については18%、この将来負担比率は350というのが一つの線になります。それ以下であれば、経営としては将来的に負担ができるというような状態であるという指標です。簡単に説明させていただきましたが、このような内容でよろしいでしょうか。

(委員) すべて分母は一般財源ということでしょうか。

(事務局) これは、実質公債費比率、将来負担比率とも複雑な計算式になっていて難しい。

- (事務局)基本的には一般財源です。実質公債費比率というのはその年の公債費、借りたお金、返すお金がどうかというのがこれで表されます。将来負担というのは、その借りたお金の残高、将来的な負担がどうなのかという視点でみた指標になります。第三セクターもどれくらい借金しているのか把握をするために実質公債費比率、将来負担比率が出てきた。
- (事務局)数値が悪くなると自治体だけの判断で運営するというこが非常に難しくなる。国から縛りをかけられて、お金が足らなくても借金しようと思って借金できなくなる。

- (委員) 経常収支比率については何パーセントぐらいが健全といえるのか。目安があるのか。
- (事務局)都市では、75%から80%と言われている。ただ最近は、一般財源が少ないということと、経常的な経費が増えてきているということがあって京都府の平均では90%超えています。南丹市は平成27年度で京都府14市あるのですが4番目、平成26年度は3番目、上から良い方です。全体的に困るという状況にあるというふうに思われます。
- (事務局) 先ほども説明がありましたが、普通交付税の関係で、合併算定替えがある。合併をしたときに、少し甘い部分がある。通常であれば南丹市一本で交付税の算定をすべきなのですが、合併したから、10年間は旧4町個別に算定して、合算したような形になる。今だと約10億円余りの上乗せがある。これが平成28年度から段階的に減ってくる。平成33年度になると全く無くなってしまう。今の時点でもそうですが、たとえば今、交付税が10億円余り減ってしまうと大変な状況に陥ることになる。それも視野に入れて今後、行政改革を厳しくやっていかないと財政上、非常に大変な状況になってしまいます。

(事務局) ほかないですか。

- (委員) 直接この資料に関係した質問ではないのですが、支出の科目でいわゆる法定受託事務と自治事務でいうとその比率はわかりますか。
- (事務局) 7割が法定受託事務、3割が自治体の事務と昔からよくいいますね。今でもそんなに変わっていないように思いますが。
- (事務局) 法定受託事務の割合は少ない。いわゆる任意的な事務というのですかね、京都府もこういうことを申請したら市町村に渡しますよというようなふうになってきていますので、そういうことでは法定受託事務は少なくなってきている。
- (事務局) 法律で定めて移管してくるようなものが少なくなってきている。国の改革で地方へ 業務を送ってくるような事業がかなりある。普通、事業を国はやりなさいというが、 事業をやろうと思えばお金と人は要ります。ただ、それを保障してくれない。事業を やらなければならないですが、それをやるために、自治体がお金を出してやらなけれ ばならない。そういう部分の仕事が増えている気がします。
- (事務局)時間の関係もありますので、第3次行政改革の素案ですが、これを説明させていた だきます。
- (事務局)「第3次行政改革大綱(素案)及び第3次行政改革推進計画(事務局)」 について説明

- (事務局) いま、事務局のほうから大綱(素案) なり実施計画(事務局案)の説明をさせていただきました。持ち帰っていただきまして、目を通していただいた上でまた、次回にいるいろとご意見を出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 何か説明のなかで疑問な点がありましたら今、出していただけたらと思います。
- (委員) 折角の機会ですので、時間が許される限りで結構ですので、素案が出てきています ので、それの前提が職員の若手の方々の熱心な議論によってということですが、その 円卓会議を委員がコーディネートされたということですので、もしよろしければポイ ントやこういう感じであったとか教えていただきたい。
- (事務局) 若手職員は、何も進んでいないところを感じていまして、たくさんの意見が出てきました。その中で先ほど会長からもあったのですが、やろうとしたことが全然進まないと、アウトソーシングを含めてですね、こうゆうことも全然進まないというようなことで、たくさんの意見がありました。そして今回、市役所職員の変革ということが盛り込まれているのですけれども、やはり自分たちが変わっていかなければ行政改革というのは変わっていかない。こういう意識を若手はもっております。ですので、簡素で効果的な組織、女性が活躍できる組織、優れた人材とかこういう視点で議論を進めていけたらということがひとつでございます。

もうひとつが市民協働もかなり進んでいまして市民とどうやって一緒に行政を進めていくかということがたくさん出てきました。それが9ページにありますけれど市民とともに高め合う行政サービスの向上というところでそれぞれたくさんの意見をいただきました。やはりすべて市役所だけで行政をするというのは不可能であるという意識をもってどうやって企業やNPO法人、大学と連携しながら行政サービスを下げないようなかたちのことができるか議論を進めていきたということでございます。若手職員が感じているところを盛り込んできたところです。

(委員) 事務局からご説明いただいたとおりなのですけれど、若手職員からみて財政基盤について危機感をもって業務にあたっていただいているのだなあと。あともう一方で職員の負担がかなり大きいなと。そのバランスをどういうふうに取っていったら良いのかいうようなことで人材を増やすこともなかなか難しいなかでどうやっていったらいいのかなという課題も見えてきまして、もちろん財政基盤が一番なのですけれど、組織体制ですとか職場環境をどうしていくのだとかそういうものもありました。

(事務局) よろしいでしょうか

- (委員) ありがとうございました。
- (事務局) ほかございませんでしょうか。今日は、説明させていただきました。さきほども申 しましたが、素案につきまして今後またいろいろとご意見を頂戴いたしたいと思いま

す。

それでは議事については以上のようなことにさせていただきたいと思います。

- (事務局) その他というところに入ってまいりたいと思います。今後の日程について調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- (事務局) 第2回目は11月7日(月)午後2時から開催させていただきます。第3回目は、 12月13日(火)午後2時から、第4回目は1月16日(月)午後2時から開催します。
- (事務局) 4回目まで調整をさせていただきました。会議の進捗状況によっては追加をいただくこともありますがよろしくお願いします。

(事務局) 事務局何かありますか。

(事務局) 特にありません。

(事務局) 会長様

- (会長) 今日いただいた資料、膨大な量で次回までに読むのは大変だと思うのですが、もしこういう資料が欲しいとかこうして欲しいとかいう要望がありましたら言っていただけたらと思います。
- (事務局) こういう部分がわからない、この部分を教えて欲しいとか、もう少し詳しい資料が欲しいというご要望がございましたら財務課まで連絡いただけたら、資料を用意させていただきますし、同じものを各委員さんにお送りさせていただきます。遠慮なく財務課へ連絡いただけたらうれしく思いますのでよろしくお願いします。
- (事務局) それでは、こちらからの説明ばかりになってしまったのですが1回目、いろいろご 審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして第1回目の南丹市行 政改革推進委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。